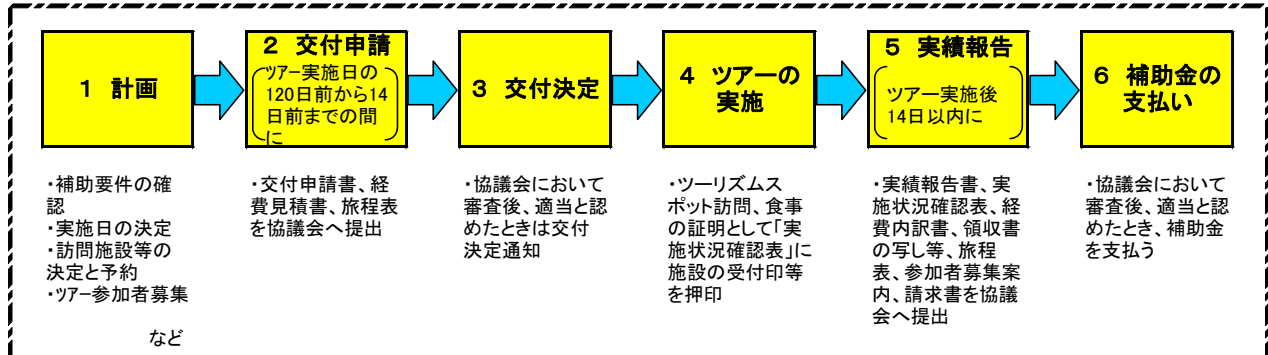


平成29年度「西播磨ツーリズムバス助成事業」Q&A



Q1 西播磨ツーリズムバス助成事業の流れを教えてください。

A1 大まかな流れは以下のとおりです。



※「3 交付決定」後、やむを得ない事情によりバスツアーの内容を変更するときは、速やかに変更届出書を協議会へ提出する必要があります。また、バスツアーを中止するときは、中止届出書を協議会へ提出する必要があります。

Q2 補助対象となるバスツアーは、どのようなものですか？

A2 次の要件のすべてをクリアする「企画旅行」であることが必要です。

- ①兵庫県内のみを目的地として平成29年4月1日～平成30年3月末日までに実施する企画旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行）であること。
- ②日帰りツアーの場合、別に定めるツーリズムスポットを1箇所以上訪問し、西播磨地域の飲食施設で食事をとること。
宿泊ツアーの場合、別に定めるツーリズムスポットを2箇所以上（1日1箇所以上）訪問し、西播磨地域の宿泊施設（ホテル・旅館・国民宿舎等（キャンプ場・ロッジ等は対象外））で夕食及び宿泊利用すること。
- ③バス1台あたり20人以上の参加者があること。（ツアー当日の参加者が20人未満になった場合は補助の対象となりません。）

Q3 交付申請ができるのはどのような人ですか？

A3 バスツアーを企画する旅行業者です。

Q4 複数台のバスによるツアーも補助の対象になりますか？

A4 要件を満たしていれば対象となります。ただし、1つの旅行業者が申請できるバスは年間最大5台までです。

Q5 申請者が多い場合は、抽選となるのですか？

A5 先着順に受け付け、予算がなくなり次第、受付を終了します。抽選は行いません。

その他、ご不明な点があれば下記へお問い合わせください。

西播磨ツーリズム振興協議会事務局
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25（兵庫県西播磨県民局 地域づくり課）
Tel. 0791-58-2144 Fax. 0791-58-0523